

旧統一教会の解散 請求決定

長期の献金被害 不法行為を認定

文科省、きょうにも地裁に

文部科学省は12日、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)への解散命令を東京地裁に請求すると決定した。献金被害などが長期間続き、民法の不法行為などがあつたとして、解散させるべきだと判断した。早ければ13日に請求する。政府が民法の不法行為を根拠に解散命令を請求するのは初めて。教団は争う方針。地裁が非公開の審理で双方の主張を聞き、命令を出すかどうか判断する。▼

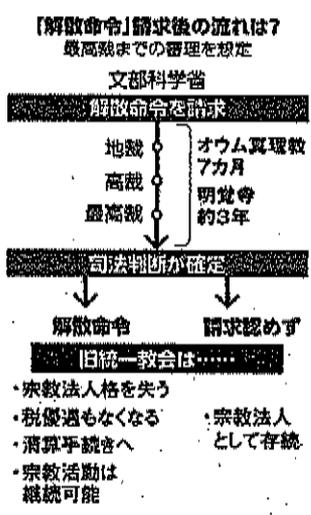
2面||証書積み重ね、4面||自民議員は、8面||社説、27面||請求理由要旨、29面||元信者らは

解散命令請求の理由の骨子

- 法令違反
- 旧統一教会に損害賠償責任を認めた判決が32件あり、169人の被害者に信者が行った献金勧誘、物品販売を違法と認定(賠償額など計約22億円)
 - 和解や示談を含めると、約1550人に支払った解決金などの総額は約204億円
- 宗教団体の目的を逸脱
- 人々に苦痛や苦悩を与え、信者の子どもにも家族関係の破壊(はたん)など深刻な影響を与えた



宗教法人審議会を辞任、記者会見をする藤山正仁文科相。12日午後5時32分、東京・霞が関



旧統一教会をめぐっては、昨年7月に安倍晋三元首相が殺害されて以降、高額献金問題や自民党をはじめとした政治とのつながりが注目されてきた。岸田文雄首相は解散命令請求に踏み切ることで、教団側と決別する姿勢をアピールし、教団との関係をめぐる疑念を払拭したい考えだ。

文科省は昨年11月以降、解散命令請求を視野に、宗教法人法の「報告徴収・質問権」を7回にわたって行使して教団から資料を収集。並行して、献金の被害を訴える170人超の元信者らへの聞き取りを重ねた。

同法は、①法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為②宗教団体の目的を著しく逸脱した行為——などがあつた場合、裁判所が解散命令を出せると定めている。

文科省は12日に会見を開き、「教団は長期にわたる継続的に多数の信者に対し、自由な意思決定を制限し、正常な判断が妨げられる状態で献金や物品購入をさせてきた」とし、民法の不法行為もあつたと指摘。1980年ごろ以降の活動について賠償責任を認めた判決

が把握した限りで32件あり、被害者は169人、賠償額などは約22億円、和解や示談を含めれば被害者は約1550人、解決金や賠償額は約204億円に上ると説明した。

全国で献金勧誘などが行われ、マネーゲームも作られていたとして、①と②に該当するとして、

12日に開いた宗教法人審議会で、藤山正仁文科相が請求を行う方針を表明。「相当」と全会一致で認められたため、早

れば13日に解散命令を求め、申立書や約5千点の証拠書類を地裁に送る。法令違反を理由とする解散命令が確定したのはオウム真理教と親鸾商法詐欺事件の明覚寺の2例のみ。仮に解散命令が出ると確定すると教団は宗教法人という法人格を奪われ、税の優遇がなくなる。憲法が信教の自由を保障していることから宗教活動は続けられる。